

表示マーク制度とは

この制度は、平成 24 年 5 月に広島県で発生したホテル火災を受け、平成 26 年 4 月 1 日より運用を開始したもので、ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査し、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する基準に適合していると認められた建物に対し、消防機関から表示マークを交付するとともに、駿東伊豆消防組合ホームページに、交付した宿泊施設を公表するものです。

なお、任意の制度になりますので、表示マークが掲出されていなくても法令違反ではありません。

駿東伊豆消防組合管内の表示マーク交付ホテル・旅館等一覧

(沼津市・伊東市・伊豆市・伊豆の国市・東伊豆町・函南町・清水町)

※交付状況はリアルタイムでお知らせするものではありませんのでご注意ください。

対象となる建物

- (1) 3階建て以上で収容人員が30人以上のホテル・旅館等
- (2) (1)のほか、消防長が必要と認めたもの

表示マークについて

表示マークは、「銀」と「金」の2種類があります。

表示マーク「銀」の有効期間は1年間です。

表示マーク「金」は、表示マーク「銀」を3年間継続したときに交付するマークで有効期間は3年間です。



適マーク(銀)

適マーク(金)

※現在、表示マーク「金」の交付を受けているホテル・旅館等はありません。

表示マーク「金」の交付開始は、平成29年8月1日以降となります。



表示マークの交付

消防署が審査した結果、表示基準に適合していると認められると表示マーク「銀」又は「金」が交付されます。

同じ種類の表示マークを継続する場合は、表示基準適合通知書を交付し、新たな表示マークの交付はせず、更新前の表示マークを継続して使用していただきます。

表示マークの交付を受けた建物の関係者は、ロビーなどに掲出するほか、ホームページに表示マークを掲出することができます。



申請について

表示マークの交付（更新）を希望するホテル・旅館等の関係者は「[表示マーク交付（更新）申請書](#)」に以下の書類のうち必要なものを添えて消防署に提出してください。

なお、省略できる書類もありますので消防署へお問い合わせください。

- (1) 防火対象物（防災管理）点検結果報告書（写）
- (2) 防火対象物（防災管理）点検報告特例認定通知書（写）
- (3) 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（写）
- (4) 特殊建築物等定期調査報告書（写）
- (5) 製造所等定期点検記録表（写）
- (6) その他必要な書類

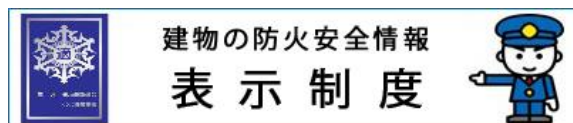
対象外の建物について

表示制度の対象ではないホテル・旅館等も、「[表示制度対象外施設申請書](#)」により、申請していただき、消防機関が審査し基準に適合していることが認められた場合に「表示制度対象外施設通知書」を交付します。

申請書ダウンロード

申請書等の種類	ワード
表示マーク交付（更新）申請書	44. 表示マーク交付（更新）申請書.docx
表示制度対象外施設申請書	46. 表示制度対象外施設申請書.docx
表示マーク受領書	45. 表示マーク受領書.docx

表示制度の詳細は[コチラから](#) →



申請等に関する問い合わせ先

消防本部予防課	沼津市寿町 2-10	055-920-9101
沼津北消防署予防室	沼津市寿町 2-10	055-920-9119
清水町消防署消防室	駿東郡清水町堂庭 212-1	055-973-0119
田方中消防署予防室	伊豆の国市白山堂 327-1	0558-76-5591
伊東消防署予防室	伊東市桜木町 1 丁目 1-3	0557-38-0198
東伊豆消防署消防室	賀茂郡東伊豆町稲取 17-10	0557-95-0119